

令和4年度 第2回 桜井市地域公共交通活性化再生協議会 次第

日時：令和4年6月28日（火） 午後2時から

場所：桜井市役所 本庁 3階 災害対策本部室

1. 開 会

2. 挨拶 会長 笹谷 清治

3. 議 事

1. 令和3年度 運行実績報告について

資料1 令和3年度運行実績

資料2 広報わかざくら 2021年5月号 交通特集

2. 令和5年度 地域公共交通確保維持改善事業について

資料3 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

3. 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

資料4 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

資料5 令和3年度 アンケート調査結果（概要）

資料6 桜井市の現状の整理

資料7 交通事業者等ヒアリング調査について

令和 3 年度 運行実績

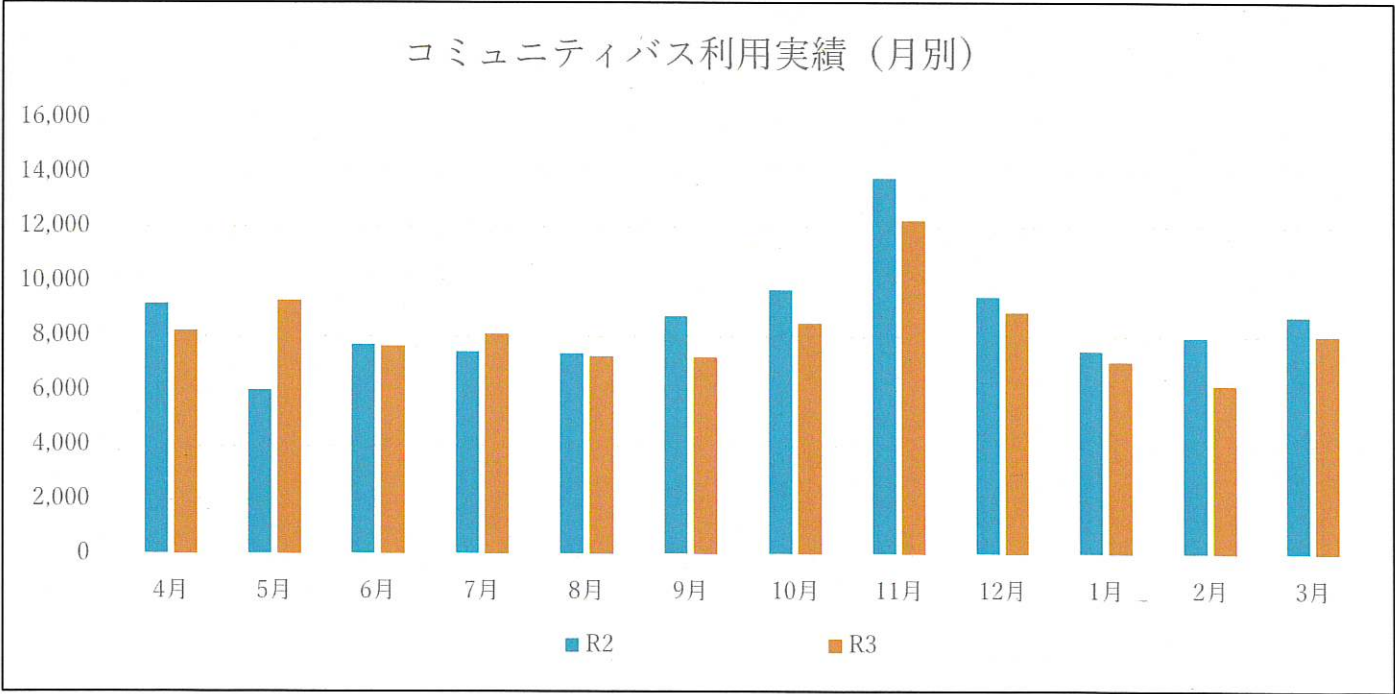
・コミュニティバス

利用実績（路線別）（単位：人）

	H29	H30	H31/R1	R2	R3
初瀬・朝倉台線	38,362	41,275	46,034	43,758	40,095
西北部循環線	10,545	11,291	10,151	8,553	9,989
南循環線	10,916	11,839	12,200	9,472	9,803
多武峯線	57,909	52,268	56,418	38,698	37,770
合計	117,732	116,673	124,803	100,481	97,657

利用実績（月別）（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R2	9,184	6,018	7,688	7,429	7,371	8,735	9,702	13,802	9,437	7,449	7,948	8,718
R3	8,201	9,308	7,644	8,081	7,267	7,232	8,484	12,258	8,891	7,067	6,201	8,023



・デマンド型乗合タクシー

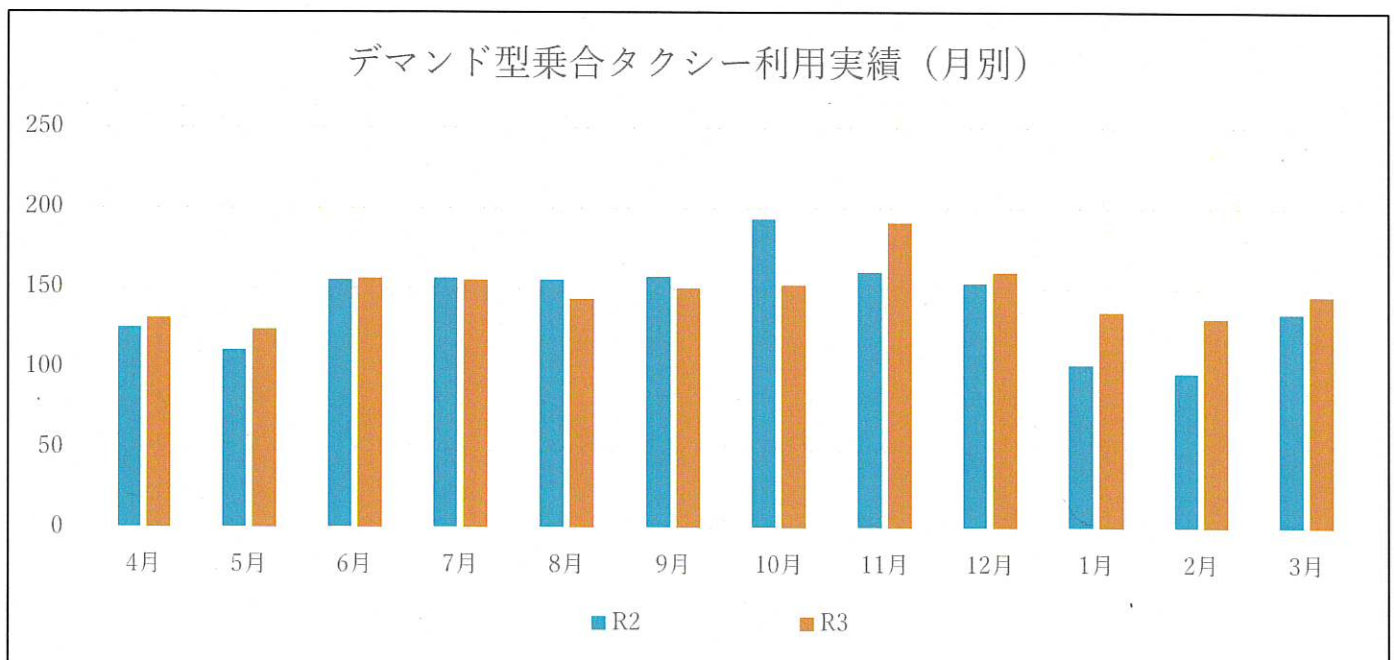
利用実績（地区別）（単位：人）

	H29	H30	H31/R1	R2	R3
上之郷地域	1,905	2,305	2,213	1,610	1,696
高家地区	150	132	101	88	74
穴師・江包地区					3
合計	2,055	2,437	2,314	1,698	1,773

※穴師・江包地区は R3. 10 より運行開始。

利用実績（月別）（単位：人）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R2	125	111	155	156	155	157	193	160	153	102	97	134
R3	131	124	156	155	143	150	152	191	160	135	131	145



身近な公共交通 路線バスに乗ろう



消費者月間・新型コロナワクチン接種

身近な公共交通 路線バスに乗ろう

【問い合わせ先】 行政経営課（8内線256）



市

内では、現在桜井市コミュニティバス3路線（初瀬・朝倉台線、多武峯線、循環路線（西北部・南）と、奈良交通路線バス3路線（天理桜井線、桜井飛鳥線、桜井菟田野線）が運行しています。

これらの桜井市コミュニティバス・奈良交通路線バスは、すべての路線が桜井駅を通っているため、桜井駅を起点に、市役所、大型商業施設、病院等の主要施設に行くことができます。

路線バスの現状

桜井市コミュニティバスは、路線バス廃止の代替として、平成17年に運行を開始し、市民の交通手段として役割を果たしてきました。平成27年には大きな再編を行い、利便性の向上を図っています。ま

た奈良交通路線バスは、バス路線を維持するため、路線の効率化等、様々な対策を実施しています。

しかしマイカーの普及等により、利用は低迷しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の利用者数は、近年にないほど減少しました。

国・県・市も運行補助等の支援を行っていますが、利用の少ない路線では運行本数の見直しや路線の存続を検討しなければなりません。

路線バスを利用しよう

「バス」は、目的地まで安心安全に行くことができる交通手段のひとつです。市民の皆さんは、身近な公共交通である「バス」の利用を外出の際は考えてみてください。



新しい生活様式のなかで…

コロナ禍でのバス

コロナ禍では、これまでと違った生活スタイルを私たちの日常生活に取り入れざるを得ません。公共交通機関であるバスも例外ではなく、バス事業者と利用者がともに感染防止対策に取り組むことで、これからも安心して利用できるようにしていかなければなりません。

バスを運行するうえでの対策

桜井市コミュニティバスや奈良交通路線バスでは、様々な感染防止策がとられています。

▽社員の衛生管理

- ・勤務中のマスク着用
- ・手洗いやうがいの徹底
- ・アルコール消毒の徹底

▽社員の体調管理の徹底

- ・出勤時の検温
 - ・点呼時の健康状態確認等
- ▽バス車内の換気
- ・車内換気装置の作動

▽消毒液で車内を消毒

- ・実施可能な状況における運行中の窓開け
 - ・バス停停車時は扉を開閉
 - ・待機中は扉や窓を開放
- バス車内の定期的な清掃に加えて、消毒を実施しています。



▽抗ウイルス・抗菌加工

- 市内運行のコミュニティバス・路線バスでは、特定のウイルスや細菌を持続的に減少・抑制させる抗ウイルス・抗菌剤を車内で乗客が手を触れる場所（つり革、手すり、シート等）をはじめ車内全体に噴霧することで、コーティング加工をしています。



このコーティング加工は、第2次新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金による補助金を活用しています。

▽飛沫感染防止対策

バス運転席付近に透明の防護スクリーンを設置しています。



乗車する人の対策

バスを安心して利用するために協力をお願いします。

- ・バス車内でのマスク着用や咳エチケット等の感染防止対策
- ・バスを待つ際は、他の乗客と間隔を空けてください。



市内のタクシーでは…

■感染防止対策ボードの設置
第1次新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、運転席の後ろに新型コロナウイルス感染防止対策の飛沫防護スクリーンを設置しています。

■乗務員の衛生管理
勤務中のマスク着用、手洗いやうがい、アルコール消毒の徹底

■乗務員の体調管理の徹底

■消毒液の常備
車内では消毒液を常備しています。

乗車の際は
換気にご協力ください



バスに乗って

移動してみよう

出発 9:09

Lets'go /



入口で
整理券をとる



バス停「出雲」



桜井駅北口と
アナウンスが流れたら
降車ボタンを押す



運賃箱に運賃を入れる
大人 310 円
子ども 160 円



桜井市コミュニティバス
初瀬・朝倉台線

到着 9:35

乗り換えます /



POINT 乗り継ぎ割引！

桜井市コミュニティバスを桜井駅で
乗り継ぐと乗り継いだ先（2 台目）
のバス運賃が 190 円割引になりま
す。割引を受けるためには、1 台目
のバスでとった整理券が必要です。

出発 9:37



桜井市コミュニティバス
南循環線

到着 9:51



バス停「仁王堂
(済生会中和病院)」



運賃箱に運賃を入れる
大人 190 円・子ども 100 円
※乗り継ぎ割引の場合、運賃は 0 円
です。



済生会中和病院の
最寄りである
「仁王堂(済生会中和病院)」
で下車



使ってください

桜井市 公共交通利用券



4月下旬に75歳以上の人を対象に、1,000円分の公共交通利用券を郵送しました。100円分の券*が10枚つづりになっています。新型コロナワクチン接種や市内での買い物等に活用してください。
※お釣りはできません。

利用できる公共交通機関 (市内発着に限る)

- ・桜井市コミュニティバス
- ・奈良交通路線バス
- ・市内タクシー（デマンドタクシーを含む）

皆さんの声

70代女性

通勤で南循環線をよく利用します。歩くと駅から職場まで20～30分かかるので、バスがあってとても助かっています。新型コロナウイルスが流行し始めたときは、歩いたりしましたが、ひざが悪いので大変でした。感染防止対策もしっかりされているので、再びバスを利用するようになりました。

足が悪いので、家からどこかに出かけるときは、バスを利用しています。もう車も運転できないので、遠くへ行くとき等は特に、バスがあってよかったと思います。

70代男性

70代夫妻

ほぼ毎日、買い物や通勤で、バスを利用しています。桜井市コミュニティバスが出来てから特に便利になったと思っています。新型コロナウイルスが流行ったときも、様々な場所から人が乗ってくる電車に比べて、地元の人が主に利用するバスは安心感がありました。移動手段として、子どもや孫をあてにせずに、できるだけ公共交通機関を利用して、自分たちだけで移動するようにしているので、バスがなくなると困ります。

天理の病院に行くとき、バスを利用しています。昔は、電車で天理駅まで行き、天理駅でバスに乗り換えて病院まで行っていました。乗り継ぎが悪く不便でした。桜井駅からバスに乗ると天理の病院まで1本で行けると知ってからは、便利でいつも利用しています。

60代女性

これからの公共交通

公共交通機関は感染防止対策をしっかりと行っています。利用する皆さんも、感染防止対策をしっかりと行い、安心して公共交通機関を利用してください。

将来にわたって公共交通機関網を確保するためにご協力をお願いします。

（名称）桜井市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

桜井市においては、基幹路線（鉄道・路線バス）との結節点である桜井駅を中心として、市域内に広範にコミュニティバス4路線（初瀬・朝倉台線、南循環線、西北部循環線、多武峯線）、乗合タクシーによる公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、コミュニティバス等が支線の役割を果たすことで、基幹路線を通じた当市民の通院・通学等の日常生活に寄与しており、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要な交通として機能している。

また、コミュニティバス等については、山間部と中心市街地をつなぐものとして、公共交通空白地域における生活交通のための手段として利用されている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバス4路線及びデマンド型乗合タクシーを確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

- ① 初瀬・朝倉台線 4.4人/便
- ② 循環路線 4.0人/便
- ③ 多武峯線 7.3人/便
- ④ デマンドタクシー 2.7人/便

※新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度並みの目標設定とする。ただし、感染拡大収束後は本目標値にとらわれず利用促進に努めるものとする。

（2）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・コミュニティバスの概要や路線図、時刻表を網羅したパンフレットの作成、市内全戸配布 ・デマンド型乗合タクシーの利用案内の対象地域での配布 ・コミュニティバス等の沿線にある公共施設や商業施設でのパンフレットの配布、利用啓発 ・市の広報紙等を用いて積極的に公共交通機関を利用する趣旨の啓発
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
桜井市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
申請番号 1 ～ 7 : 奈良交通株式会社 申請番号 8 : 日の丸交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
バリアフリー対応率、車両サービス水準の向上、老朽車両の置き換えによる車両故障の軽減等を目的に、計画的な車両更新を進める。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。 ①初瀬・朝倉台線 4.4人/便 ②循環路線 4.0人/便 ③多武峯線 7.3人/便 ④デマンドタクシー 2.7人/便 ※新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度並みの目標設定とする。ただし、感染拡大収束後は本目標値にとらわれず利用促進に努めるものとする。
(2) 事業の効果
桜井市コミュニティバスの使用車両7両のうち1両が更新される。当該路線のノンステップバス導入率が約76.5%（運行回数比）に向上することで、バリアフリー対応が向上する。また、老朽化に伴う車両故障リスクが軽減される。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和3年1月12日 令和2年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の事業評価（自己評価）について（書面開催） ・ 令和3年6月28日 令和2年度事業報告について 令和4年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について 市公共交通再編について ・ 令和4年4月26日 桜井市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について 「桜井市地域公共交通計画（仮称）」策定事業について 令和4年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算(案)について ・ 令和4年6月28日 令和3年度運行実績報告について 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業について 「桜井市地域公共交通計画」策定事業について	
21. 利用者等の意見の反映状況	
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々1名参加いただき、その意見を事業に反映している。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課
関係市区町村	桜井市（会長）
交通事業者・交通施設管理者等	奈良交通（株）、（公社）奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、西日本旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）、（一社）奈良県タクシー協会、（一社）奈良県タクシー協会桜井部会、奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、（福）桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県桜井市栗殿432-1
 （所 属） 桜井市役所 市長公室 行政経営課
 （氏 名） 吉田 尚平
 （電 話） 0744-42-9111（内線1262）
 （e-mail） gyoseikeiei@city.sakurai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別 (別表7・)	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域 間幹線系統等と 接続の確保 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通㈱	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3467.0回			路線定期 運行	①	③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回			路線定期 運行	①	③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	867.5回			路線定期 運行	①	③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回			路線定期 運行	①	③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回			路線定期 運行	①	③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北 口	往 10.6km 復 循環	362日	2172回			路線定期 運行	①	③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北 口	往 16.2km 復 循環	362日	1329回			路線定期 運行	①	③
	日の丸交通㈱	(8) 乗合タクシー		上之郷地域		往 km 復 km	293回	908回			区域運行	①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	利便地運 送特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域 間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
桜井市	奈良交通㈱	(1) 多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3462.5回		路線定期 運行	①		③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期 運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	867.5回		路線定期 運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期 運行	①	桜井駅で補助対 象地域間幹線 系統「天理桜井 線」と接続(近 接)	③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・ オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期 運行	①		③
		(6) 南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北 口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期 運行	①		③
		(7) 西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北 口	往 16.2km 復:循環	362日	1326回		路線定期 運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8) 乗合タクシー		上之郷地域		往 km 復 km	293日	908回		区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	30,000
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通網形成計画	平成28年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
桜井市	奈良交通株式会社	1	(1) 多武峯 (2) 初瀬・朝倉台 (3) (4) (5)	イ	ロ	ハ	59	平成30年10月			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種類別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

「桜井市地域公共交通計画」策定事業について

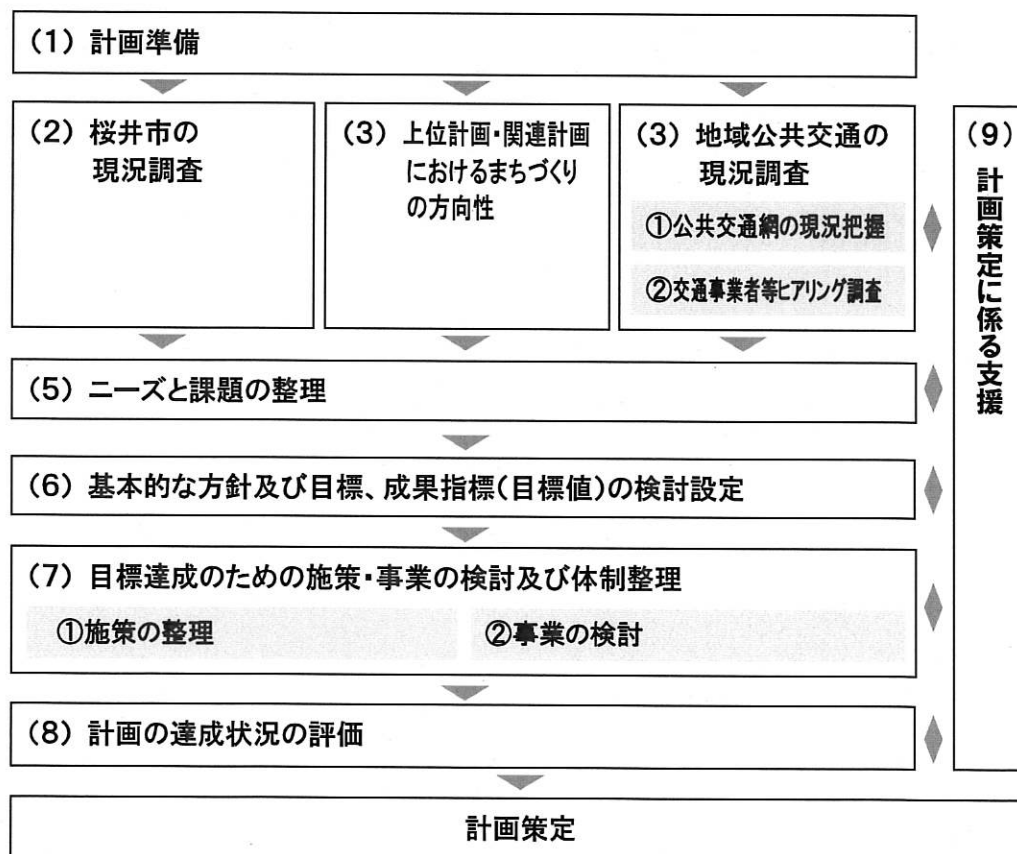
1. 事業の目的

桜井市における公共交通網は、鉄道（JR万葉まほろば線、近鉄大阪線）、奈良交通路線バス、桜井市コミュニティバス4路線、デマンド型乗合タクシーなどが運行している。

これら公共交通については、利用者の減少や収支の悪化、運転士不足など需要と供給の両面で人口減少局面の影響を受けており、今後さらに人口減少・高齢社会の進展により、その影響はますます増大することが見込まれている。

本事業は、今後の社会情勢に伴う移動需要の変化を見据えつつ市内の地域の公共交通体系の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとって利便性の高い持続可能な交通網を形成するための公共交通施策のマスタープランとなる「桜井市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

2. 事業内容



(1)計画準備

本業務目的を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び実施体制を整えるものとする。

(2)桜井市の現況調査

桜井市の地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設、医療機関及び教育施設等の移動目的地の分布と日常生活圏の形成状況を整理し分析を行う。

(3)上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性

総合計画及び本業務に関連する計画を整理し、桜井市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

(4)地域公共交通の現況調査

① 公共交通網の現況把握

鉄道・バス等の公共交通のネットワークと運行状況・運行形態及び利用状況の推移や特性、運行に係る経費や自治体からの補助金等、経営状況の現状等について把握、分析を行う。

② 交通事業者等ヒアリング調査

市内を運行する路線バスやタクシーの運行事業者、目的地となる観光施設や商業施設等の主要施設等に聞き取り調査を行い、利用者の特性や桜井市の公共交通の問題点、公共交通の見直しにあたって留意すべき点等を把握する。

(5)ニーズと課題の整理

前項までの結果及び令和3年度桜井市で実施した住民アンケート調査、利用者アンケート調査を踏まえ、公共交通が直面している状況を把握し、桜井市における公共交通に求められるニーズと解決すべき課題を整理する。

(6)基本的な方針及び目標、成果指標(目標値)の検討設定

前項までの結果を踏まえ、まちづくりや観光振興、福祉等様々な視点から、公共交通が果たすべき役割と持続可能な公共交通網の形成に向けての基本的な方針と目標、成果指標(目標値)を設定する。

(7)目標達成のための施策・事業の検討及び体系整理

① 施策の整理

課題の解消や目指すべき将来像の実現等のために必要となる施策について整理する。

② 事業の検討

①の施策を進めるために必要となる事業を整理(目的、概要、事業実施に要する期間等)する。

(8)計画の達成状況の評価

目標や事業等の達成状況の評価する手法及び評価の時期を整理する。

(9)計画策定に係る支援

協議会(4回を予定)に必要な資料を作成するとともに、必要な準備、出席及び議事録の作成を行う。また、打ち合わせが必要となったときは随時、打ち合わせを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

協議会委員の報酬・旅費・会議費等については、当該業務委託料に含まない。

■桜井市地域公共交通計画策定支援業務 工程表

作業項目		令和4年						令和5年						
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(1)計画準備														
(2)桜井市の現況調査														
(3)上位計画・関連計画におけるまちづくりの方向性														
(4)地域公共交通の 現況調査	①公共交通網の現況把握													
	②交通事業者等ヒアリング調査													
(5)ニーズと課題の整理														
(6)基本的な方針及び目標、成果指標(目標値)の検討設定														
(7)目標達成のための 施策・事業の検討及び 体系整理	①施策の整理													
	②事業の検討													
(8)計画の達成状況の評価														
(9)計画策定に係る支援														
(10)成果品														
協議会の開催・パブリックコメントの実施時期(イメージ)		第1回		第2回				第3回		パブリックコメント		第4回		